

国立ハンセン病資料館不当解雇争議へのご支援を

お願いします

国立ハンセン病資料館は、「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発により偏見や差別を解消し、患者・元患者とその家族の名誉を回復すること」が目的です。しかし、その管理運営などは、厚生労働省の委託業務として毎年競争入札が行われ、2016年度から2019年度までは日本財団が受託してきましたが、2020年度は応札せず、関連団体の笹川保健財団に応札を依頼。2020年4月からは笹川保健財団が資料館の業務を受託しています。

笹川保健財団は、日本財団から業務を引き継ぐにあたり、資料館に勤務している職員を対象に採用試験を行い、国公一般の2人の組合員を「不採用」として職場から排除しました。2人の組合員は、数年前から常態化していた資料館内でのハラスメントを根絶して、よりよい職場環境を構築するため、2019年9月に国公一般の分会を結成し、精力的に活動してきました。今回の「不採用」により自らの意思に反して職場から排除されたのはこの2人だけであり、両財団が一体として行った「不採用」は、組合活動を嫌悪・敵視し、活動の中核を担う2人を排除するために行われたものです。

国公一般は、このような組合への攻撃は不当労働行為であるとして、2020年5月8日に東京都労働委員会に救済を申し立て、2022年5月9日付で2人の不採用を取り消し職場に戻すことなど労働組合の申し立てをすべて認めた、完全勝利の救済命令を勝ち取りました。しかし、笹川保健財団はこの命令に従わず、中労委へ再審査を申し立てました。厚生労働省の委託事業であり、法令順守を義務付けられているにもかかわらず、再審査請求をすること自体断じて許されません。

現在、中労委でたたかわれている国公一般の国立ハンセン病資料館不当解雇争議へのご支援・ご協力をお願いします。

これまでの経緯

2016	日本財団	2016年ごろより当時の館長などのパワハラ、セクハラなどの人権侵害が横行。
2019		9月 資料館内での人権侵害の停止、合理的で納得のいく業務運営と労働条件の実現、などの課題の解決等をめざして、 国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会を結成。
2020		3月 次の受託者である笹川保健財団は過去に一度もなかった採用試験を強行。 24日に笹川保健財団から稲葉さんと大久保さんを「不採用」にする通知が届く。
2020	笹川保健財団	5月 日本財団と笹川保健財団による不採用は、組合員排除の不当労働行為であるとして、 都労委に救済命令を申し立て。
2021		9月 資料館の責任者などが2020年3月11日から31日まで、3人の組合員だけを監視カメラで監視し、侮蔑的なあだ名を付けて記録していたこと、およびその記録が日本財団から笹川保健財団に引き継がれ、4月以降も更新されていたことが判明。
2022		11月 16日、都労委の調査がすべて終了。
2022		5月 都労委は、 笹川保健財団が不当労働行為を行ったと判断して、稲葉さんと大久保さんに対する「不採用」取り消しと再発防止のための指示を笹川保健財団に命じる救済命令を行う。 18日、命令履行を求め笹川保健財団に団体交渉を申入れたが、笹川保健財団は申入書の受け取りを拒み、団体交渉を拒否。 24日、笹川保健財団が中労委に再審査を申し立て。

支援カンパのお願い (カンパは個人1口1,000円から、団体1口5,000円からのご協力を)

〈ゆうちょ銀行口座から〉	口座記号番号 00160 - 1 - 364317
〈ゆうちょ銀行以外の金融機関から〉	ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキユウ)店(019)当座 0364317
〈口座名義人〉	国立ハンセン病資料館不当解雇学芸員を支援する会

国家公務員一般労働組合(国公一般)

105-000 東京都港区西新橋 1-17-14
西新橋エクセルアネックス 3F
電話 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362